



# 金沢市公報

号外第5号の7

平成22年(2010年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●規則		○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則	
○金沢市における政策会議の設置に関する規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1	(総務課)	9
○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 ( )	1	○市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (農業総務課)	12
○金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則 (市民課)	9		

## 規 則

金沢市における政策会議の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第9号

金沢市における政策会議の設置に関する規則の一部を改正する規則

金沢市における政策会議の設置に関する規則(平成19年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「ものづくり政策会議及び」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 政策会議の所掌事務は、市民の安全安心を目指し、様々な危機に備えてその対策を講ずるとともに、緊急時における情報収集、発信等を行うこととする。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 政策会議の担当は、防災管理監とする。

第4条を次のように改める。

(庶務)

第4条 政策会議に関する庶務は、市民局防災管理課において処理する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第10号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成8年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

都市政策局	企画調整課 創造都市推進室 東京事務所 調査統計室 金沢西部図書館開設準備室 情報政策課	を
交通政策部	交通政策課 新幹線建設推進室	

都市政策局 新幹線開業対策室	企画調整課 東京事務所 調査統計室 情報政策課	に、
交通政策部	交通政策課	

	用水・惣構堀保全室	を
--	-----------	---

	用水・惣構堀保全室 町家保全活用室	に、
--	----------------------	----

総務局 美術工芸大学法人化準備室	秘書課 総務課	を
---------------------	------------	---

総務局	秘書課 総務課	に、
-----	------------	----

	ものづくり政策課 ファッション産業振興室 伝統工芸産業振興室	を
--	--------------------------------------	---

	ものづくり産業支援課 クラフト政策推進課	に、
--	-------------------------	----

	男女共同参画室	を
--	---------	---

	男女共同参画室 女性相談支援室	に、
--	--------------------	----

	ねんりんピック準備室	を
	ねんりんピック推進室	に、
環境局	環境政策課	を
環境局	環境政策課 温暖化対策室	に、
	駅周辺整備室	を
	駅周辺整備室 設計技術管理室	に、
	無電柱化推進室	を
	無電柱化推進室 がけ地対策室	に、
	営繕課 技術管理課 設計技術室	を
	営繕課	に

改める。

第3条第1項の表中

	5 金沢港の整備推進に関する事項 6 地方分権の推進に係る調整に関する事項 7 広域行政に関する事項 8 地方公共団体の協議会及び公共団体等の活動調整に関する事項 9 特命事項の調査及び計画に関する事項 10 局の所管事務で他課に属しない事項	を
創造都市推進室	1 創造都市の推進に関する事項	

	5 創造都市ネットワークに関する事項 6 金沢港の整備推進に関する事項 7 地方分権の推進に係る調整に関する事項 8 広域行政に関する事項 9 公共団体等の活動調整に関する事項 10 特命事項の調査及び計画に関する事項 11 局の所管事務で他課に属しない事項	に、
--	---	----

	3 国勢調査その他の統計調査に関する事項	を
金沢西部図書館開設準備室	1 金沢西部図書館の開設準備に関する事項	

	3 国勢調査その他の統計調査に関する事項	に
--	----------------------	---

改め、同条第4項の表中

	3 寺社風景の保全に関する事項 4 町家等の保全及び再生に関する事項	を
--	---------------------------------------	---

	3 寺社風景の保全に関する事項	に、
--	-----------------	----

	用水・惣構堀保全室	1 用水・惣構堀の保全に係る総合調整、事業計画及び工事の施行に関する事項	を
--	-----------	--------------------------------------	---

	用水・惣構堀保全室	1 用水・惣構堀の保全に係る総合調整、事業計画及び工事の施行に関する事項	に
	町家保全活用室	1 町家の保全及び活用に関する事項	

改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の表中

	3 財団法人金沢芸術創造財団に関する事項 4 財団法人金沢文化振興財団に関する事項 5 財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項	を
--	---	---

	3 市有美術品及び工芸品の整理及び活用に関する事項 4 財団法人金沢芸術創造財団に関する事項 5 財団法人金沢文化振興財団に関する事項 6 財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項	に
--	--	---

改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の表中

新幹線建設推進室	4	その他交通政策の企画、立案及び推進に関する事項	を
	1	北陸新幹線の整備推進に関する事項	

	4	その他交通政策の企画、立案及び推進に関する事項	に
--	---	-------------------------	---

改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 新幹線開業対策室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

局等	分掌事務
新幹線開業対策室	1 北陸新幹線の開業及び整備推進に関する事項

第4条第1項の表職員課の項第9号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表行政経営課の項第6号中「指導監査」の次に「及び連絡調整」を加え、同項に次の2号を加える。

8 公立大学法人評価委員会に関する事項

9 公立大学法人金沢美術工芸大学に関する事項

第4条第2項を削る。

第5条第1項の表中

ものづくり政策課	1	ものづくり産業の振興に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。）	を
----------	---	-----------------------------------	---

ものづくり産業支援課	1	ものづくり産業の支援に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。）	に、
------------	---	-----------------------------------	----

ファッション産業振興室	1	ファッション産業の振興に関する事項	を
伝統工芸産業振興室	1	伝統工芸産業の振興に関する事項	

クラフト政策推進課	1	クラフト文化のビジネス化の推進に関する事項	に
	2	伝統工芸品産業の振興に関する事項	
	3	ファッション産業の振興に関する事項	

改める。

第6条の表中

	エ	地縁による団体の認可に関する事項	を
	オ	社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項	
	カ	マナーをよくするかなざわ市民会議に関する事項	

	エ	学生のまちの推進に関する事項	に、
	オ	地縁による団体の認可に関する事項	
	カ	社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項	
	キ	マナーをよくするかなざわ市民会議に関する事項	

男女共同参画室	1 男女共同参画施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項	を
---------	-------------------------------	---

男女共同参画室	1 男女共同参画施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項	に、
女性相談支援室	1 女性相談に関する事項 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事項	

	カ 地域の防犯活動等の推進に関する事項	を
--	---------------------	---

	カ 自主防災組織の育成指導（訓練の指導を除く。）に関する事項 キ 地域の防犯活動等の推進に関する事項	に、
--	---	----

	イ 児童手当に関する事項	を
--	--------------	---

	イ 子ども手当に関する事項	に
--	---------------	---

改める。

第7条第1項の表福祉総務課の項第15号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表中

ねんりんピック準備室	1 第23回全国健康福祉祭いしかわ大会の開催準備に関する事項	を
------------	--------------------------------	---

ねんりんピック推進室	1 第23回全国健康福祉祭いしかわ大会の開催に関する事項	に
------------	------------------------------	---

改める。

第8条の表中

	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 地球環境の保全に関する事項</li> <li>5 自然環境の保全に係る規制指導並びに普及及び啓発に関する事項</li> <li>6 野生動植物の保護に関する事項</li> <li>7 有害鳥獣の捕獲の許可に関する事項</li> <li>8 廃棄物処理事業の企画及び調整に関する事項</li> <li>9 廃棄物処理施設の建設計画に関する事項</li> <li>10 廃棄物処理手数料の収入に関する事項</li> <li>11 廃棄物関係資料の収集及び統計に関する事項</li> <li>12 局の所管事務で他課に属しない事項</li> </ol>	を
--	--	---

	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 自然環境の保全に係る規制指導並びに普及及び啓発に関する事項</li> <li>5 野生動植物の保護に関する事項</li> <li>6 有害鳥獣の捕獲の許可に関する事項</li> <li>7 廃棄物処理事業の企画及び調整に関する事項</li> <li>8 廃棄物処理施設の建設計画に関する事項</li> <li>9 廃棄物処理手数料の収入に関する事項</li> <li>10 廃棄物関係資料の収集及び統計に関する事項</li> <li>11 局の所管事務で他課に属しない事項</li> </ol>	に
温暖化対策室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 温暖化対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事項</li> <li>2 温暖化対策に係る調査研究に関する事項</li> <li>3 温暖化対策に係る施策の推進に関する事項</li> </ol>	

改める。

第9条第1項の表中

	2 森本駅、東金沢駅及び西金沢駅の周辺整備に関する事項	を
--	-----------------------------	---

	2 森本駅、東金沢駅及び西金沢駅の周辺整備に関する事項	に
設計技術管理室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事に係る設計及び積算の基準の決定に関する事項</li> <li>2 再生資材の利用の促進に関する事項</li> <li>3 技師の技術向上に係る企画及び立案に関する事項</li> <li>4 工事に係る技術、設計及び施行管理の指導並びに現場査察に関する事項</li> <li>5 その他技術に係る特命に関する事項</li> </ol>	

改め、同条第2項の表中

	5 道路・橋りょう（都市計画街路を含む。）の新設工事及び改良工事の施行に関する事項	を
--	---	---

	5 道路・橋りょう（都市計画街路を含む。）の新設工事及び改良工事の施行に関する事項	に、
	6 建設発生土の処理対策に関する事項	

無電柱化推進室	1 無電柱化事業に係る調整及び工事の施行に関する事項	を
---------	----------------------------	---

無電柱化推進室	1 無電柱化事業に係る調整及び工事の施行に関する事項	に、
がけ地対策室	1 がけ地に係る災害対策の調整に関する事項	
	2 がけ地に係る私有地の防災対策の指導及び助成に関する事項	
	3 急傾斜地崩壊危険区域等の防災に関する事項	
	4 宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成の許可等に関する事項	

	4 水防に関する事項（水防作業に関する事項を除く。）	を
	5 急傾斜地崩壊危険区域等の防災に関する事項	

	4 水防に関する事項（水防作業に関する事項を除く。）	に、
--	----------------------------	----

	3 市有施設の土木の営繕に関する事項	を
技術管理課	1 工事に係る設計及び積算の基準の決定に関する事項	
	2 建設発生土の処理対策に関する事項	
	3 再生資材の利用の促進に関する事項	
	4 その他技術に係る特命に関する事項	
設計技術室	1 技師の技術向上に係る企画及び立案に関する事項	
	2 工事に係る技術、設計及び施行管理の指導並びに現場査察に関する事項	

	3 市有施設の土木の営繕に関する事項	に
--	--------------------	---

改め、同条第3項の表中



建物安全対策室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1  がけ地の防災対策に関する事項</li> <li>2  建築物の敷地等に係る防災対策に関する事項</li> <li>3  宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成の許可等に関する事項</li> <li>4  建築物に係る耐震改修等安全対策の指導に関する事項</li> <li>5  特殊建築物、昇降機等の定期報告に関する事項</li> <li>6  マンションの建替えの円滑化等に関する法律の規定に基づくマンション建替組合の設立認可等及び建替えの勧告に関する事項</li> </ol>	を
---------	--	---

建物安全対策室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1  建築物に係る耐震改修等安全対策の指導に関する事項</li> <li>2  特殊建築物、昇降機等の定期報告に関する事項</li> <li>3  マンションの建替えの円滑化等に関する法律の規定に基づくマンション建替組合の設立認可等及び建替えの勧告に関する事項</li> </ol>	に
---------	--	---

改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第11号

金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則

金沢市市民センター等設置規則（平成13年規則第104号）の一部を次のように改正する。

第4条第14号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第12号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「金沢市補助組織及び分掌事務規則に規定する課」の次に「新幹線開業対策室」を加え、「美術工芸大学法人化準備室」を削る。

第5条第4項中「総務局（美術工芸大学法人化準備室に限る。）及び」を削り、「福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども福祉課及び障害福祉課」を「こども総合相談センター」に改め、「美術工芸大学法人化準備室にあっては美術工芸大学法人化準備室長、福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども福祉課（こども総合相談センターを除く。）及び障害福祉課にあっては福祉健康局担当部長（福祉担当）」を削り、同条第5項中「福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども福祉課（こども総合相談センターを除く。）及び障害福祉課にあっては福祉健康局担当部長（福祉担当）、こども総合相談センターにあっては総括施設長」を「こども総合相談センターにあっては、総括施設長」に改める。

第10条中「公設花き地方卸売市場」の次に「健康推進部」を、「卸売市場長」の次に「健康推進部長」を加え

る。

第13条中「各課長」の次に「金沢西部図書館開設準備室長」を加える。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第4項、同表事務の執行の表の備考第1項、同表財産管理の表の備考及び同表契約アの表の備考中「総務局（美術工芸大学法人化準備室に限る。）及び」を削り、「福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども福祉課及び障害福祉課」を「こども総合相談センター」に改め、「美術工芸大学法人化準備室にあつては「美術工芸大学法人化準備室長」と、福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども福祉課（こども総合相談センターを除く。）及び障害福祉課にあつては「福祉健康局担当部長（福祉担当）」と」を削り、同契約イの表中「玉川図書館長」を「金沢西部図書館開設準備室長、玉川図書館長」に改め、同イの表の備考第4項中「美術工芸大学法人化準備室にあつては「美術工芸大学法人化準備室長」と、福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども福祉課（こども総合相談センターを除く。）及び障害福祉課にあつては「福祉健康局担当部長（福祉担当）」と」を削り、「こども総合相談センター勤務」を「こども総合相談センター勤務」に改め、同表支出アの表中「（定額給付金及び子育て応援特別手当を除く。）」及び「並びに定額給付金及び子育て応援特別手当」を削り、同アの表の備考第5項中「美術工芸大学法人化準備室にあつては「美術工芸大学法人化準備室長」と、福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども福祉課（こども総合相談センターを除く。）及び障害福祉課にあつては「福祉健康局担当部長（福祉担当）」と」を削り、同表収入の表の備考第2項中「総務局（美術工芸大学法人化準備室に限る。）及び」を削り、「福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども福祉課及び障害福祉課」を「こども総合相談センター」に改め、「美術工芸大学法人化準備室にあつては「美術工芸大学法人化準備室長」と、福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども福祉課（こども総合相談センターを除く。）及び障害福祉課にあつては「福祉健康局担当部長（福祉担当）」と」を削る。

別表第2総務局の表職員課の項中

「 (3) 職員の児童手当の支給の決定 」を「 (3) 職員の子ども手当の支給の決定 」に改め、

同表産業局の表中 「ものづくり政策課」を「ものづくり産業支援課」に改め、

同表福祉健康局の表中

「

福祉健康局共通事項	1	保育所等の入所に係る徴収金額の決定			○		
	2	保育所等の入所に要する費用等の決定			○		
	3	民間社会福祉施設の補助金、借入金申請等における意見書の提出			○		

を

「

福祉健康局共通事項	1	保育所等の入所に係る徴収金額の決定		○			
	2	保育所等の入所に要する費用等の決定		○			
	3	民間社会福祉施設の補助金、借入金申請等における意見書の提出		○			

に、

8	社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書の交付			○					を
9	社会福祉法人の定款変更の認可			○					

8	社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書の交付			○					に
9	社会福祉法人の定款変更の認可			○					

改め、同福祉健康局の表福祉総務課の項中

1	児童手当の認定及び支給の決定	を	1	子ども手当の認定及び支給の決定	に改め、
---	----------------	---	---	-----------------	------

同福祉健康局の表中

6	身体障害者福祉法第15条による医師の指定等に関すること。			○					を
---	------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	---

6	身体障害者福祉法第15条による医師の指定等に関すること。			○					に
---	------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	---

改め、同福祉健康局の表の摘要中「福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども福祉課（こども総合相談センターを除く。）及び障害福祉課にあつては「福祉健康局担当部長（福祉担当）」と、」を削り、同表都市整備局の表市街地再生課の項の次に次のように加える。

道路建設課	1	宅地造成等規制法の規定に基づく許可、防災措置の勧告及び工事の施行の停止の命令			○				
	2	宅地造成等規制法の規定に基づく検査済証の交付及び変更の許可					○		

別表第2 都市整備局の表中

7	宅地造成等規制法の規定に基づく許可、防災措置の勧告及び工事の施行の停止の命令			○					
8	宅地造成等規制法の規定に基づく検査済証の交付及び変更の許可						○		
9	都市計画法の規定に基づく開発行為の許可及び監督処分			○					
10	都市計画法の規定に基づく開発行為の検査済証の交付及び変更の許可						○		
11	租税特別措置法の規定に基づく優良住宅及び優良宅地の認定			○					を
12	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の規定に基づく特定建築物の建築計画の認定						○		

13 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく耐震改修計画の認定				○	
14 住宅金融支援機構の貸付けに係る設計審査及び現場審査				○	

7 都市計画法の規定に基づく開発行為の許可及び監督処分		○			
8 都市計画法の規定に基づく開発行為の検査済証の交付及び変更の許可				○	
9 租税特別措置法の規定に基づく優良住宅及び優良宅地の認定		○			
10 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の規定に基づく特定建築物の建築計画の認定				○	
11 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく耐震改修計画の認定				○	
12 住宅金融支援機構の貸付けに係る設計審査及び現場審査				○	

改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第13号

市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長事務の補助執行に関する規則（昭和40年規則第43号）の一部を次のように改正する。

本則中第5号及び第6号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成22年(2010年)3月31日 印刷

発行人

金 沢 市

平成22年(2010年)3月31日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)